

IASB スタッフ・ペーパー5A 要約

プロジェクト 金融商品：分類及び測定

トピック 金融資産の契約キャッシュ・フロー特性

ペーパーの目的

- ペーパーの目的は、金融資産に関する契約キャッシュ・フロー特性の評価（これを通じて、FVPL 以外の測定カテゴリーに適合となる可能性のある金融資産を決定する）に関して、
 - (a) IFRS 第 9 号と FASB 暫定モデルをより密接に整合させる
 - (b) 特定の金融資産について、IASB が受領しているフィードバックに対応することである。（1 項、2 項）
- ペーパーは、全体的な提案アプローチと、提案アプローチの特定の側面から構成される。（4 項）

背景

- IFRS 第 9 号の下で、金融資産は、その契約条項が、元本と元本残高に関する利息の支払い（元利：P&I）のみであるキャッシュ・フローを特定の日に生じさせるならば、FVPL 以外の測定カテゴリーに適合となる可能性がある。その評価を行う目的上、利息は、「特定の期間の間の貨幣の時間価値の対価と元本残高に関連する信用リスクの対価」である。元本は、IFRS 第 9 号で定義されていないが、BC4.23 項から、経済的な元本と理解されている。（7 項）
- IFRS 第 9 号における契約キャッシュ・フローの特徴の評価は、関係者に支持されてきたが、IASB は、元利のガイダンスを特定の商品に対する適用方法に関して、例えば以下のような質問を受領してきている。（11 項）
 - (a) 金利のミスマッチ
 - (i) 金利改訂の特徴を伴う変動金利で、改訂の頻度が、金利の期間と整合しない（例えば、金利が毎年、5 年物レートに改訂される。）
 - (ii) 金利期間の開始に先立って固定された変動金利（例えば、金利期間の 2 ヶ月前に固定される Euribor6 か月物金利）
 - (iii) 市場平均にリンクした変動金利（例えば、前の 1 か月の間の 3 か月金利の平均として決定される Euribor3 か月物金利）
 - (iv) 上記のコンビネーション（例えば、金利期間開始の 3 か月前に終了する 3 か月の期間の 6 か月レートの平均として決定される Euribor6 か月物金利）
 - (b) 業績指標が、借入人の信用度合いを反映する代理数値として利用されることを意図した場合の業績連動の利払い（例えば、純債務/EBITDA）
 - (c) 特定の公式を参照することで（例えば、貸付人自身の資金提供コストを参照する

ことで）レートを決定するにあたり、貸付人が偶発的権利（例えば、市場の混乱を生じる場合）を有する場合、又は、無条件の権利を有する場合の裁量レート。

IASB に対するスタッフ提案（27-30 項）

スタッフは、20-23 項で説明したアプローチを提案

- 金融資産の契約条項が、**元本及び元本残高に関する利息の支払のみのキャッシュ・フロー**を特定の日に生じさせる場合に、FVPL 以外の測定カテゴリーに適格となる可能性がある。利息は、ある特定の期間の元本残高に関連する**貨幣の時間価値の対価及び信用リスクの対価**である。（20 項）
- 「ビルディング・ブロック」（元本、貨幣の時間価値と商品の信用リスクの対価）の観点から、提案アプローチの影響を考える。（23 項）
 - (a) 金融資産に、「**ビルディング・ブロック**」以外の**特徴が含まれる**場合（例：利払いがコモディティ価格や株式の価格に指数化される場合）
その商品は FVPL で測定する。
 - (b) 金融資産が関連する「**ビルディング・ブロック**」のみを含むが、**それらの間の関係が修正される**場合（例：ある金融資産が金利のミスマッチの特徴を有する場合（例えば、1 か月物のレート以外に月次で改訂される変動金利のケース））
企業は、金融資産のキャッシュ・フローが元利のみの概念と依然として整合しているかどうかを評価する際に、**その修正の影響を検討する必要がある**。
 - (c) 金融資産が、**関連する「ビルディング・ブロック」のみを含み、それらの関係が修正されていない場合**
金融資産は、事業モデル次第だが、FVPL 以外の測定カテゴリーに適格となる可能性がある。

（理由）

- 提案は、IFRS 第 9 号と概ね整合。しかし元利（P&I）の概念が特定の状況にどのように適用されるかについて、マイナーな調整を施している（特に、23 項(b)）。スタッフは、これは、IASB が IFRS 第 9 号公表以来受け取ってきた適用上の疑問や懸念のいくつかに対応することになると考えている（特に、B4.1.13 項の商品 B のケース）。（27 項）
- スタッフは、業績にリンクした利払いに関する適用上の疑問（11 項）に対応して修正を行う必要はないと考えている。IFRS 第 9 号はこの点について明確であると考えている。（30 項）

FASB に対するスタッフ提案（30 項）（参考）

暫定モデルの下での金融商品の特性の評価を変更し、20-23 項の提案アプローチに修正する。

IASB に対する質問 1

20-23 項で説明される提案アプローチに沿って、IASB は、IFRS 第 9 号の適用ガイダンスにマイナーな修正を行い、金融資産に関するキャッシュ・フローが依然として元利のみの概念と整合しているかどうかを評価する際に、元本と貨幣の時間価値と商品の信用リスクの間の関係の修正の影響を検討することを企業に求めることに同意するか。

FASB に対する質問 1

FASB は、暫定的な分類及び測定モデルにおけるキャッシュ・フロー特性の評価を 20-23 項で説明される提案アプローチのように修正するスタッフ提案に同意するか。

< 暫定決定 >

（全員賛成）

- 元本及び利息（貨幣の時間価値及び信用リスクの対価）の支払いのみの CF が特定の日
に生じる契約条件ならば、FVTPL 以外の測定カテゴリーの金融資産の適格性を容認
 - 3つの要素（元本、時間価値、信用リスク）以外を含む金融資産の場合 FVTPL で測定
 - 3つの要素のみを含むが、それらの関係が修正される場合 修正の影響の検討要
 - 3つの要素のみであり、それらの関係が修正されない場合 FVTPL 以外の測定カテゴリーの適格性有

議論のため更なる項目

偶発的なキャッシュ・フロー

- 偶発性は、(a)変動キャッシュ・フロー、と、(b)偶発的なキャッシュ・フローに分けることが重要。（33 項）
- (a)変動キャッシュ・フローは、この後の議論で偶発性とは考えていない。
- (b)偶発的なキャッシュ・フローは、不確実な将来事象の結果として生じるものである。スタッフは、
 - (a) 元利のみ (solely P&I) の偶発的キャッシュ・フロー
 - (b) 元利のみ (solely P&I) でない偶発的キャッシュ・フロー
 の2つのタイプがあると考え。（36 項）
- スタッフは、「(b) 元利のみ (solely P&I) でない偶発的キャッシュ・フロー」の金融資産は、偶発的な特徴の発生確率に関わらず FVPL で測定されなければならないことを

提案する。もし、確率が考慮されると、契約キャッシュ・フロー特性に基づく再分類は行われないので、元利のみ (solely P&I) でないキャッシュ・フローを生み出す金融資産が FVPL 以外の測定となる可能性があるからである。(47、48 項)

- しかし、IFRS 第 9 号には、「真正でない (non-genuine)」という極めて稀なシナリオに関する例外が設けられている。(49 項)

IASB に対するスタッフ提案 (52 項)

元利の支払時期又は金額を変更する契約条件に関する IFRS 第 9 号のガイダンスを修正しない。

(理由)

- IFRS 第 9 号の適用ガイダンスは明瞭で、32-49 項の分析と整合した結果をもたらす。偶発性も含め、元利のみ (solely P&I) と整合しない方法でキャッシュ・フローの時期又は金額を変更するような契約の特徴を有する場合、金融資産は FVPL で測定されることとなる。(50 項、51 項)

FASB に対するスタッフ提案 (52 項)(参考)

元利の支払時期又は金額を変更する契約条件に関するガイダンスを、non-genuine の特徴に関するガイダンスを含め、FASB の契約キャッシュ・フロー特性の評価に組み込む。

IASB に対する質問 2

IASB は、元利の支払時期又は金額を変更する契約条件に関する IFRS 第 9 号のガイダンスを、non-genuine の特徴に関するガイダンスを含めて (すなわち、B4.1.12(a)、B4.1.18 項)、修正することは不要であると 52 項のスタッフ提案に同意するか。

FASB に対する質問 2

FASB は、キャッシュ・フロー特性の評価の一部として、元利の支払時期又は金額を変更する契約条件に関するガイダンスを、non-genuine の特徴に関するガイダンスを含め、IFRS 第 9 号 B4.1.12(a) 及び B4.1.18 で提供されるものを組み込むとする 52 項のスタッフ提案に同意するか。

< 暫定決定 >

(全員賛成)

- 元本及び利息の支払いの時期が変動する契約条件は、変動が時間価値及び信用リスクの変動のみを反映する限り、FVTPL 以外の測定カテゴリーとすることを妨げることはな

い。

- 元本及び利息の支払いのみとならない偶発 CF を含む金融資産 FVTPL で測定（極めて稀な場合に例外あり）

元本と利息の経済的關係

- 金融資産が関連する「ビルディング・ブロック」（すなわち、元本、貨幣の時間価値と信用リスクの対価）のみを含む場合で、それらの關係が修正される場合には、企業は、金融資産に関するキャッシュ・フローが元利のみ（solely P&I）の概念と整合しているかどうかを結論付けるために、修正の影響を検討する必要があることを提案している。（53 項）
- 元本と利息の経済的關係の修正を評価するためには、その商品と比較可能な「完璧な」ベンチマークとなる商品を想定する必要がある。「修正された特徴」を伴う商品のキャッシュ・フローとそのベンチマーク商品のキャッシュ・フローとの違いが、**僅かな程度（insignificant）を上回る**ならば、「修正された特徴」を伴う商品の契約キャッシュ・フローは**元利のみでない**ので、FVPL で測定しなければならない、ということが提案される。（54 項、56 項）
- スタッフは、「キャッシュ・フローの僅かなずれ」（insignificant deviation in cash flows）の概念は定量化されるべきでなく、企業が判断を行使しなければならないと考える。（57 項）

IASB に対するスタッフ提案（60 項）

元利の關係を修正する契約条項の場合について、キャッシュ・フローの僅かなずれの概念を適用ガイダンスに組み込むための IFRS 第 9 号のマイナーな修正をする。特に、B4.1.9 項のレバレッジの分析と B4.1.13 項の商品 B の分析の明確化が可能となると考える。

（理由）

- 提案は、契約キャッシュ・フローが元利のみ（solely P&I）という IFRS 第 9 号の原則と概ね整合している。
- 提案のマイナーな変更は、IFRS 第 9 号公表以来、IASB が受け取ってきた元利のみ（solely P&I）をどのように適用するかに関する疑問の一部に答えることとなる。
- 早期適用企業や適用準備のために多くのリソースを費やした企業のために、変更を最小限とするという IASB の目的とも整合する。

FASB に対するスタッフ提案（63 項）（参考）

元利の關係を修正する契約条項の場合について、キャッシュ・フローの僅かなずれの概念を FASB 暫定モデルに組み込む。

IASB に対する質問 3

IASB は、（特に、B4.1.13 項における商品 B の分析における金利 mismatches の議論における）元利の関係を変更する契約条件の文脈において、IFRS 第 9 号の適用ガイダンスにあるキャッシュ・フローの僅かなずれの概念を組み込むという 60 項のスタッフ提案に同意するか。

FASB に対する質問 3

FASB は、キャッシュ・フロー特性の評価の一部として、元利の関係を修正する契約条項の文脈においてキャッシュ・フローの僅かなずれの概念を組み込むとの 63 項のスタッフ提案に同意するか。

< 暫定決定 >

（賛成：IASB13、FASB 全員）

- 元本及び利息の支払いのみの経済的関係の修正の影響を評価するにあたって、元本及び利息の支払いのみの CF を含むベンチマーク商品との比較検討が必要
- 適切なベンチマーク商品 同一の信用の質及び同一の条件（除、評価対象の契約条件）を持つ契約
- 評価の対象商品とベンチマーク商品の CF との相違が、僅かを超える場合（more than insignificant） FVPL で測定

期限前償還オプションと延長オプション

- 期限前償還オプションと延長オプションは、両ボードそれぞれで検討を要する金融資産の共通の特徴である。（64 項）
- 期限前償還オプションも延長オプションも、IFRS 第 9 号と FASB の暫定モデルで取扱いは概ね類似している。（69 項、70 項）
- 期限前償還オプション及び延長オプションは、偶発的である（トリガー事象が生じた場合のみ行使可能又は行使可能でなくなる）可能性がある。偶発的な期限前償還オプションと延長オプションが元利のみ（solely P&I）となるのは、以下の場合である。
 - （a）生じるキャッシュ・フローは元利のみである（すなわち、前払いと延長のキャッシュ・フローは、64-69 項の分析にしたがって、元利のみである）
 - （b）条件性の性質そのものは、貨幣の時間価値と信用リスクに関連している。
 IFRS 第 9 号は、この原則と整合する要求事項を含んでいる。（72 項、73 項）

IASB に対するスタッフ提案（75 項）

期限前償還オプションと延長オプションに関して、偶発性に関するものも含め、IFRS 第 9 号を修正しない。

（理由）

- IFRS 第 9 号の適用ガイダンスは、期限前償還オプションと延長オプションに関する特定の要求事項（IFRS 第 9 号 B4.1.10～11、B4.1.12(b-c)）を含んでおり、64-72 項の分析と整合している。
- スタッフは、これらの規定の適用方法に関して、何ら重大な懸念を承知していない。

FASB に対するスタッフ提案（参考）（76 項）

期限前償還オプションと延長オプションのガイダンスに関して、偶発性に関するものも含めて、IFRS 第 9 号を揃える（特に、B4.1.10～11、IFRS 第 9 号 B4.1.12(b-c)）。

IASB に対する質問 4

IASB は、期限前償還オプションや延長オプションに関するガイダンス、B4.1.10～11、B4.1.12(b-c)で提供される偶発性に関するガイダンスを含め、を修正しないとの 75 項のスタッフ提案に同意するか。

FASB に対する質問 4

FASB は、期限前償還オプションと延長オプションに関するガイダンスに揃えるとの 76 項のスタッフ提案、IFRS 第 9 号の偶発性に係るガイダンス、特に、B4.1.10～11、B4.1.12(b-c)を含め、スタッフ提案に同意するか。

< 暫定決定 >

（全員賛成）

繰上償還及び延長オプションは、その特性が元本及び利息の支払いのみの CF の概念と整合する限り、FVPL 以外の測定カテゴリーとすることを妨げることはない。